

競技注意事項（大会申合わせ事項）

1. 競技規則について

2022-2023 World Para Athletics(WPA)競技規則及び World Athletics(WA)競技規則(パラリンピック種目以外)「World Para Athletics 承認競技会における広告規程」(この規定に記されていない広告に関することは WA 規定に準ずる)並びに本競技会申し合わせ事項により実施する。基準を超える商標についてはテープ等で隠すことになるので、その旨了承のこと。

但し、オープン 50m 参加加者においてはこの限りではない。

注)日本パラ陸上競技連盟が主催または後援する国内大会(WPA 承認大会含む)においては WA WPA どちらの広告規程でも可とする

本競技会はWPAの公認対象ではないので世界記録やアジア記録を上回っても認められない。日本記録は認められる。

2. 受付について

競技者受付は、競技場『エントランス』に設置する。

3. 練習会場について

当日23日(土)は 9:00~10:00、競技場のトラックでの練習を可能とする。

内側 4 レーンは車いす競技者、外側 4 レーンは立位競技者用とする。競技者同士の衝突には十分注意すること。

10:00 以降については、バックストレートを使用しない時間帯(100m、200mを実施している間)のみ、バックストレートでのウォーミングアップを可能とする。許可されたコーチ、ガイドランナー、アシスタントの入場も認めるが、ウォームアップ終了後は速やかに退場すること。このエリアに留まっての観戦や応援は認めない。競技役員の指示に従うこと。

フィールド種目における練習は競技前の公式練習のみとする。

4. 書類について

「欠場届」「リクエスト・フォーム(ルールにないアシスタントの入場など)」「上訴申立書」の配布および提出は「TIC」にて行う。

「重複出場届」「補助申請書(スターティング・ブロック設置申請、マーカー設置申請等)」の配布および提出は「招集所」にて行う。

5. 招集

① 招集所は陸上競技場 100m スタート付近に設ける。

② 下記の招集開始時刻に招集所に集合すること。

種目	招集開始時刻	招集完了時刻
トラック競技	競技開始時刻の 30 分前	15 分前
跳躍競技	競技開始時刻の 40 分前	30 分前
投てき競技	競技開始時刻の 30 分前	15 分前

- ③ 招集所では胸・背・腰のナンバーカード、スパイク、衣類・バックなどの商標、車いす・投てき台のチェックを受ける。また、競技規則 7 条 3(b)により、携帯電話等の機器を競技場内に持ち込むことはできない。
欠場する場合は、招集開始時刻までに欠場届を TIC に提出すること。欠場届が提出されず招集時刻に遅れた場合は、当該種目を欠場したものとする。
- ④ 競技種目が重なり一方の種目の招集完了時刻に間に合わない場合は、招集所に重複出場届を提出し、直接競技場所に集合すること。その際当該種目の審判にその旨を伝え、審判の指示に従うこと。
- ⑤ 持ち込み禁止物は招集所で預かり、TIC で返却する。

6. アスリートビブス

- ① アスリートビブスは、1 名につき 2 枚配布する(胸・背用)(競技規則 6 条 7・8)。
- ② アスリートビブスは、交付された大きさのまま付けること。ただし、跳躍競技は胸・背いずれかに付けるだけでもよい。
- ③ 車いす競技者は、1 枚を車いすまたは投てき台の後部につける(レーサー使用の選手については、胸には付けなくてもよい)。
- ④ トラック種目では、招集所で配布された腰ナンバーカードを右側の腰に確実に付けること。ガイドランナーも同様。車いす競技者はヘルメットの右側に付けること。

7. 競技場への入退場

- ① 競技場への入場は許可された者のみとする。
- ② 招集所から競技場への入場、および競技終了後の退場は競技役員の指示による。

8. 競技について

- ① 招集完了後は練習を含めすべて競技役員の指示に従うこと。
- ② トラック競技
 - i. 記録会としての実施となるので予選・決勝は行わない。
 - ii. 短距離種目では、衝突事故を防止するためフィニッシュ後も自身のレーンを走ること
 - iii. プログラム進行上支障をきたす場合は、競技を中止させる場合がある。
- ③ スタート
 - i. スタートの合図はすべて英語(「on your marks」「set」)で行う。
 - ii. トラック競技はすべて写真判定システムを使用する。
 - iii. スタート・インフォメーション・システムは使用しない。
- ④ テザー、アイマスク、アイパッチ
T/F11 の競技者は、完全に光を遮断し隙間なく顔に密着する不透明な眼鏡、アイマスクまたは適切な代用品、およびその下に「アイパッチ」を着用して競技しなければならない。眼鏡使用時の隙間は認められない。検査は招集時で行うが、スタート地点、並びにフィールド競技場所で再検査を行う事がある。テザー、アイマスク、アイパッチは各自で用意すること。
- ⑤ ガイドランナーおよびアシスタント
 - i. ガイドランナーおよびアシスタントは、各自用意したビブスを着用すること。ビブスは招集時にチェックされ、許可されたもののみ着用可能とする。
 - ii. T11、T12 の競技者とガイドランナーは、常にテザー(ガイドローブ)でつながっていないとてはならない。違反した場合は失格となる。

- iii. T11、T12 のガイドランナーが競技者の推進を助ける助力を加えた場合、またフィニッシュ時に競技者の前方に位置または同着した場合は、ガイドランナーによる違反として競技者は失格となる。
- iv. T11、T12 の跳躍競技および F11、F12 の投てき競技においてはアシスタントを同行させることができる。T11 の跳躍は 2 名以内、それ以外は 1 名とする。アシスタントは、ルール上支障がない限り競技者を誘導することができる。
- v. T12、T20、T35-38、T42-47、T61-64 のトラック競技においては、招集時に所定の「補助申請書」を提出することにより競技役員にスターティング・ブロックの設置を要請することができる。
- vi. T/F20、T/F35-38、T/F42-47、T/F61-64 の走幅跳においては、招集時に所定の「補助申請書」を提出することにより、競技役員にマーカーの設置を要請することができる。

⑥ フィールド競技

- i. T11、T12 の走幅跳においては、着地域から 1m の位置を最先端とする、1m×助走路幅の踏切エリアを白色で示して設置する。ただし、状況により位置を調整することがある。
- ii. 立位のフィールド競技においては、6 回の試技を行なう。途中の試技順の変更は行わない。
- iii. 座位の投てき競技は 6 連投とする。1 投ごとの試技時間は 1 分とする。

⑦ 車いす競技

- i. 車いすおよび座位投てき用の投てき台の検査は招集時に行うが、競走競技ではスタート地点で、投てき競技では競技エリアで再検査を行う事がある。
- ii. 車いすの競走競技に出場する競技者は、必ずヘルメットを着用すること。

⑧ 競技規則 8 条 2 および 17 条 5 による警告を 2 回受けた競技者は失格とし、本競技会における以後のすべての種目に出場できなくなる。

9. 競技用具

- ① 競技に使用する器具は、全て主催者が用意したものを使用しなければならない。ただし、不透明な眼鏡、アイマスクまたは適切な代用品、アイパッチ、テザー及びガイドランナー、アシスタントのビブスは各自が用意すること。主催者による貸し出し、貸与は一切おこなわない。持参忘れ、破損や規則に合致せず使用できない場合は、WPA ルールにより DNS(欠場)として扱う。
- ② 投てき用具については、原則として競技場備え付けの用具を使用する。
- ③ 投てき競技で使用するタンマグなどの滑り止は競技場備え付けのものを準備する。また、アシスタントを伴う場合は、競技者を投てき台に移動できる者とする。移動の対応については競技役員補助員、その他の者は手伝うことが出来ないのので、注意すること。
- ④【靴底の厚さ】 ※規定は以下の通り。厚さを越えるシューズの使用は認められない。

種 目	ソールの最大の厚さ (WA TR5.5、注意(i), (ii), (iii) および、WA TR5.5 の図 (a) ならびに (b) WA TR5.13.3 に基づく	補 足
フィールド種目 (三段跳除く)	20mm	全ての投てき種目、高さの跳躍及び、三段跳を除く長さの跳躍種目に適用。全てのフィールド種目において、競技者の前の部分の中心点のソール厚さは、競技者のかかとの中心点のソール厚さを超えてはならない。

800m 未満のトラック種目 (含むハードル)	20mm	リレーにおいては、各走者の距離で本規則が適用される。
800m 以上のトラック種目	25mm	リレーにおいては、各走者の距離で本規則が適用される。競歩種目ではロード種目と同様とする。

10. クラス分けについて

11. 講義と上訴

競技中の判定について、競技者自身が審判長に対し、競技場所で直ちに抗議することができる。競技後は、記録の公式発表から 30 分(大型スクリーン表示時刻を基準とする)以内に競技者自身または代理人が TIC に口頭で申し出ることにより、審判長が TIC を通じて裁定を伝える。この裁定に不服がある場合は、「上訴申立書」に記入のうえ、預託金(2 万円)を添え、TIC を通じてジュリー(上訴審判)に申し立てを行うこと。

12. 表彰

表彰は行わない。希望者には記録証を1枚 200 円で発行するので 10:00-14:00 の間に選手受付で申し込むこと。

13. その他

- (ア) 競技結果および番組編成リストは TIC 付近に掲示する。
- (イ) プログラムに誤記がある場合は、すみやかに TIC に申し出ること(受付用紙は TIC に置く)。
- (ウ) 撮影について: 悪質な写真・ビデオの盗撮から選手を守るため、本大会中撮影が許可されるのは下記の者に限る。
- 1) 競技会運営本部より許可され、腕章またはビブスを付けたカメラマン
 - 2) 競技者が在学する学校、所属するクラブ等の関係者や当該選手の保護者、家族等
 - 3) 競技会事務局
- また、撮影禁止区域が設定されている場合、その区域からの撮影は禁止する。
なお、場合によっては上記に該当するか確認することがある。
- (エ) 競技会期間中撮影した画像・映像は、各社メディアおよび協賛社の広報、またその他パラ陸上競技普及に関する広報に使用することがある。
- (オ) 参加にあたっては自己の責任において健康と安全に十分留意すること。競技中のケガ、その他健康上の問題が生じた場合、主催者は応急処置のみおこなうが、競技者については、主催者がスポーツ安全保険に加入しているため、この保険が適用される場合がある。
- (カ) 救急車などの緊急車両の手配を要する事態が起きた場合、原則として競技会運営本部および競技場の担当者に対応するが、やむを得ず患者の関係者が行ったとき(一刻を争うと思われる場合等)は速やかに競技運営本部に申し出ること。
- (キ) 競技場
- i. 競技場の開門は 8:30、閉門は 17:00 とする。
 - ii. 貴重品及び荷物は各自で管理すること。万一の事故があっても責任は負わない。
 - iii. 届けられた遺失物は TIC で保管する。なお、保管期間は競技終了までとする。
 - iv. 他の観客の邪魔となるような、応援のぼり等の掲出は避けること。

v. 競技場の環境美化活動にご協力いただき、ゴミは指定のゴミ箱等に捨てること。

vi. 競技場及び競技会で使用できる施設以外への立ち入りをしない事

(ク) 更衣室など

i. 選手更衣室は、長時間の使用は避けて更衣をすること。三密を避けて使用の事。

ii. 使用後は環境美化活動にご協力いただき、ゴミは指定のゴミ箱等に捨てること。

(ケ) 競技用車椅子、投てき台等の発送は、各自で手配すること。

以上